

# 水質の測定義務等の指導に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第12条の12の規定に基づき、水質の測定義務等に係る指導の事務に必要な事項を定めるものとする。

(水質測定指導対象事業場)

第2条 水質測定の指導は、原則として、全ての特定事業場に対して行うものとする。

(水質測定項目)

第3条 公共下水道管理者が指示する項目及び事業場が必要と考える項目の水質測定を指導する。

なお、次の各号に掲げる事項を考慮して項目を決定するものとする。

- (1) 原材料・使用薬品及びその使用方法等から公共下水道に排除される恐れのある項目
- (2) 製造・操業内容及び業種から考えて公共下水道に排除される恐れのある項目
- (3) 除害施設等の除害対象項目
- (4) 過去に違反又は違反の恐れがあった項目
- (5) その他必要と考えられる項目

(水質測定方法)

第4条 水質の測定は、原則として、下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生省建設省令第1号)に規定する検定の方法により行うよう指導する。ただし、法12条の12に基づく水質の測定以外の事業場の日常の水質管理上の測定については、測定方法は問わない。

(試料採取場所)

第5条 原則として、公共下水道への排出口毎に、公共下水道に流入する直前で行うこととする。

ただし、除害施設等の維持管理上必要な場所での試料採取も、さしつかえないものとする。

(水質測定回数)

第6条 水質測定の回数は、原則として、別表に定める回数を行うように指導する

(加減規定)

第7条 前条の規定に関わらず、次の各号に掲げる事項を考慮して、水質測定の回数を加減できるものとする。

- (1) 違反又は違反の恐れがある場合
- (2) 特定施設の使用を含む操業を休止する場合
- (3) 対象となる下水の排除の頻度が少ない場合
- (4) コンテナ洗浄を行う事業場については、別表、分類1の項目については1か月につき1回とし、その他の項目については別表の通りとする。
- (5) ドライクリーニングを行う事業場については、操業内容等から判断し、別に定めることとする。

(6) 工程排水を完全に循環する事業場については、別表、分類3の項目を除き、測定の回数は3か月につき1回とする。

(指導・監督)

第8条 測定結果が、排除基準超過の場合には、速やかに原因を調査し、対策を講じるとともに、公共下水道管理者に連絡するよう指導する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成24年11月25日から施行する。

## 別表

	分類	測定の回数
1	排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第一の上欄に掲げる有害物質のうち、2に挙げる物質及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物以外のもの	1か月につき2回以上
2	排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第一の上欄に掲げる有害物質のうち、揮発性有機化合物及び農薬類(有機燐化合物を除く)	1か月につき1回以上
3	ダイオキシン類	1年につき1回以上
4	排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第二の上欄に掲げる項目のうち、化学的酸素要求量、大腸菌群数、及び5,6,7に分類されるものを除く	1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル以上の場合、1か月に1回以上 1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル未満の場合、2か月に1回以上
5	生物化学的酸素要求量 浮遊物質 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上の場合、1か月に1回以上 1月当たりの平均的な排水の量が500立方メートルを超え、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満の場合、2か月に1回以上
6	窒素含有量 燐含有量	1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上の場合、1か月に1回以上
7	水素イオン濃度 温度 沃素消費量	1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上の場合、1か月に1回以上 1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満の場合、2か月に1回以上

別表の分類の内訳

	分類	対象項目
1	排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第一の上欄に掲げる有害物質のうち、2に挙げる物質及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物以外のもの	カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル セレン及びその化合物 ほう素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
2	排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第一の上欄に掲げる有害物質のうち、揮発性有機化合物及び農薬類(有機燐化合物を除く)	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン 1, 4-ジオキサン
3	ダイオキシン類	ダイオキシン類
4	排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第二の上欄に掲げる項目のうち、化学的酸素要求量、大腸菌群数、及び5,6,7に分類されるものを除く	フェノール類 銅及びその化合物 亜鉛及びその化合物 鉄及びその化合物(溶解性) マンガン及びその化合物(溶解性) クロム及びその化合物
5	生物化学的酸素要求量 浮遊物質 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	生物化学的酸素要求量 浮遊物質 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
6	窒素含有量 燐含有量	窒素含有量 燐含有量
7	水素イオン濃度 温度 沃素消費量	水素イオン濃度 温度 沃素消費量